○財務省・農林水産省告示第四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・二五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市浦田字北野九六〇七、九六二一、字大滝九六〇八の一、九六〇八の二、九六〇九、九六一〇、九六二五、九六二六の一、九六二六の二、九六二八、九八七九、九八八〇の一、九八八七の四、九九〇〇一の一から九九〇一の三まで、九九〇二、九九〇三の甲、九九〇三の乙、九九〇四、九九〇五、九九〇六の甲、九九〇六の乙、九九〇七、九九〇九、字鼻毛九六二九、九六五二の五、九六五二の二七から九六五二の三四まで、九九四九、九九五〇の一、九九五〇の二、九九五九の一、九九五九の七、九九五九の一〇、九九五九の六三、九九五九の六四、九九五九の六六、九九五九の六七、九九五九の七六、九九五九の八五、九九五九の八六、九九五九の八九、九九五九の九〇、九九五九の一〇八、字赤根九六七九の二、九六七九の三、九六七九の五から九六七九の一三まで、字ヌメリ林九八七八、字深見九九四四の一、九九四四の三、九九四六から九九四八まで、字大ツル根九九六〇、九九六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字西菅沼新田字秣場九七七の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市津久野字坂井入一二八から一三一まで、一三二の一、一三二の二、一三三から一四五まで、一五三から一五九まで、一六〇の一から一六〇の三まで、一六一から一七二まで、一七三の甲、一七三の乙、一七四から一八一まで、一八二の一、一八二の二、一八三から一八七まで、一九二から一九八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県矢板市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年二月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

表の委任した予算科目名の欄中「大学等技術移転促進費補助金　地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）　地域イノベーション協創プログラム補助金（大学等に対する施設・設備の整備支援に限る。）」に、「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金」を「地域企業立地促進等共用施設整備費補